

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係）</p> <p>第1 申請書 略</p> <p>第2 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。） 略</p> <p><u>第3 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）</u></p>	<p>別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係）</p> <p>第1 申請書 略</p> <p>第2 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。） 略</p> <p><u>第3 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）</u></p>

長  
辺

高周波利用設備 申請書 届書					※整理 番号		
(設備の別)		(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号		
1 工 事 設 計	(5) 設備の区分		(6) 電力線への伝導妨害波の 電流		(7) 電力線への伝導妨害波の 電圧		
	(8) 通信線又はそれに相当する 部分への伝導妨害波の電流		(9) 放射妨害波の電界強度		(10) その他工事設計		
	2 参考事項						
	ふりがな						
3 氏名又は名称							
ふりがな							
4 住所							
ふりがな							
5 設置場所							
6 許可の番号		7 許可の年月日					
※備考							

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 不要の文字は抹消すること。

2 同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。

3 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

4 1の(1)から(9)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が

長  
辺

高周波利用設備 申請書 届書					※整理 番号		
(設備の別)		(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号		
1 工 事 設 計	(5) 伝導妨害波の電流		(6) 伝導妨害波の電圧		(7) 放射妨害波の電界強度		
	(8) その他工事設計						
	2 参考事項						
	ふりがな						
3 氏名又は名称							
ふりがな							
4 住所							
ふりがな							
5 設置場所							
6 許可の番号		7 許可の年月日					
※備考							

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 不要の文字は抹消すること。

2 同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。

3 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

4 1の(1)から(7)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が

分かるように一括して記載することができる。

5 1の(1)の欄は、使用する周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲）を「4MHzから28MHzまで」のように記載すること。

6 1の(5)から(9)までの欄の記載は、次によること。

(1) 1の(5)の欄は、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は「屋内広帯域」と、その他の場合は「一般広帯域」と記載すること。

(2) 1の(6)の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

(3) 1の(7)の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

(4) 1の(8)の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

(5) 1の(9)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

(6) (2)から(5)までの記載に当たっては、設備規則第60条第2号の(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。

7 1の(10)の欄は、1の(1)から(9)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

8 2の欄は、第26条第3項（第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、又はその他参考となる事項を記載すること。

9 3の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、その名称を記載し、ふりがなを付けること。

分かるように一括して記載することができる。

5 1の(1)の欄は、使用する周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲とする。）を「4MHzから28MHzまで」のように記載すること。

6 1の(5)から(7)までの欄の記載は、次によること。

(1) 1の(5)の欄は、通信状態における電源端子の伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。

(2) 1の(6)の欄は、非通信状態における電源端子の伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。

(3) 1の(7)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

(4) (1)から(3)までの記載に当たっては、設備規則第60条第2号の(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。

7 1の(8)の欄は、1の(1)から(7)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

8 2の欄は、第26条第3項（第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、又はその他参考となる事項を記載すること。

9 3の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。

10 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。

11 5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。

12 6及び7の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り許可状の記載事項により記載すること。

13 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（(1)から(9)までに変更があつた場合は、1の(10)の欄も記載すること。）。

14 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

15 添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。

10 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。

11 5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。

12 6及び7の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り許可状の記載事項により記載すること。

13 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合はその変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（工事設計に変更があつた場合は、1の(8)の欄は必須とする。）。

14 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

15 添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。